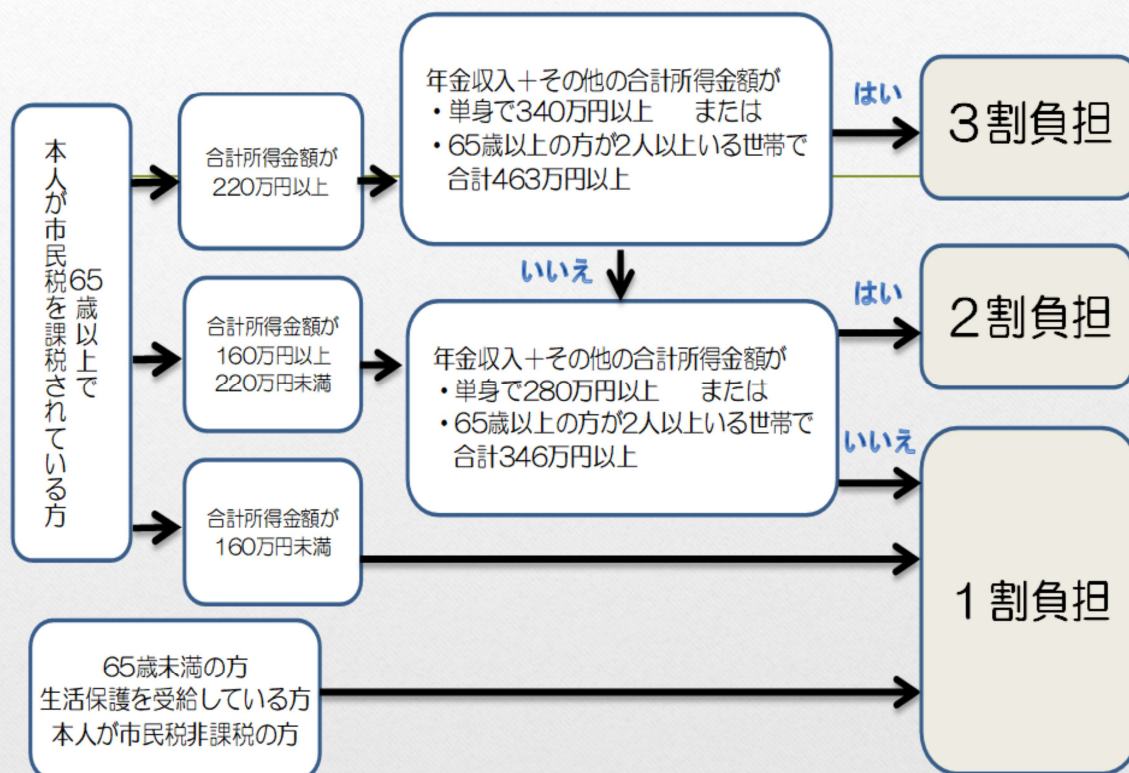


負担割合証 について

負担割合証についてご説明いたします。

1. 利用者負担の判定の流れ



まず、利用者負担の判定の流れについてです。

利用者の負担割合は、利用者本人や同じ世帯の65歳以上の方全員の課税状況や所得などを基に判定されます。

本人が65歳以上で市民税が課税されている場合、合計所得金額が220万円以上であり、年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯であれば340万円以上の場合に、65歳以上の方が2人以上いる世帯であれば、463万円以上の場合に、3割負担となります。

このとき、年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で340万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円未満であれば2割または1割負担となります。

本人が65歳以上で市民税が課税されている場合、合計所得金額が160万円以上220万円未満であり、年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯であれば280万円以上の場合に、65歳以上の方が2人以上いる世帯であれば、346万円以上の場合に、2割負担となります。

このとき、年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満であれば1割負担となります。

本人が65歳以上で市民税が課税されている場合、合計所得金額が160万円未満の場合は

1割負担となります。

また、本人が65歳未満の場合や生活保護を受給している場合、本人が非課税である場合は1割負担となります。

2. 令和8年度負担割合証の発行

- ○有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までの1年間。
- ○利用者への交付については
令和8年7月10日に発送予定。
- ○送付先は基本的に本人の住民登録地ですが、送付先を変更している場合には変更先に郵送されます。

次に、令和8年度の負担割合証の発行についてご案内いたします。

令和8年度の負担割合証の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までの1年間です。

利用者への発送は、令和8年7月10日を予定しております。

送付先は、基本的に本人の住民登録地ですが、送付先を変更している場合には変更先に郵送されます。

3. 年度途中で負担割合が 変更になる主な事例

- 被保険者と同一世帯の65歳以上の方が転入又は転出し世帯の収入に変更が生じた場合。
- 被保険者と同一世帯の65歳以上の方がお亡くなりになり世帯構成が変わった場合。
- 被保険者又は同一世帯の方が65歳に到達した場合。
- 被保険者又は同一世帯の65歳以上の方が該当する年度に係る所得の修正を行った場合。

最後に、年度途中で負担割合が変更になる主な事例です。

負担割合は、次のような理由で、年度の途中に変更となる場合があります。

- 被保険者と同一世帯の65歳以上の方が転入又は転出し世帯の収入に変更が生じた場合。
 - 被保険者と同一世帯の65歳以上の方がお亡くなりになり世帯構成が変わった場合。
 - 被保険者又は同一世帯の方が65歳に到達した場合。
 - 被保険者又は同一世帯の65歳以上の方が該当する年度に係る所得の修正を行った場合。
- などです。

負担割合が途中で変更となる場合は、新しい負担割合証を送付いたします。

利用者に負担割合証の提示を求め、必ず負担割合を確認するようお願いいたします。



群馬県

伊勢崎市

ISESAKI CITY